

知っておきたい最新著作権判決例 5

平成 28 年度著作権委員会第 3 部会 高畑 聖朗

要 約

平成 28 年度著作権委員会第 3 部会において、弁理士として知っておきたいものとして選定した著作権関連判決等（平成 27 年 12 月～平成 28 年 11 月）の中から、第 5 の判決を紹介する。

「なぜ東京国際映画祭は世界で無名なのか」事件
名誉・声望権侵害等の該当性を否定した事例

東京地判平 28・8・19 平 28 (ワ) 3218
(裁判所 HP)

目次

1. 事案の概要
2. 争点
3. 判旨
4. 解説
5. 「知っておきたい」こと

1. 事案の概要

(1) 当事者

原告：映画プロデューサー (X)

被告：株式会社朝日新聞社 (Y)

(2) 結論

棄却

(3) 関係条文

著 20 条／著 27 条／著 113 条 6 項／著 115 条／

民 709 条／民 723 条

(4) キーワード

同一性保持権、著作者人格権、翻案権、名誉・声望権、名誉毀損、社会的評価、名誉回復措置、謝罪文

(5) 概要

X は、平成 27 年 10 月 10 日発行の雑誌「プレジデント」に掲載された「なぜ東京国際映画祭は世界で無名なのか」と題する和文記事（以下「X 記事」という。）の著作者であり、著作権者である。

一方、Y は、ウェブサイト「朝日新聞デジタル

AJW」を運営しており、平成 27 年 11 月 13 日、当該ウェブサイトにて「ONE TAKE ON JAPANESE CINEMA: Taking the good with the bad at the Tokyo International Film Festival」と題する英文記事（以下「Y 記事」という。）を掲載した。

Y 記事には、X 記事の一部が掲載されているところ、X は当該記事により著作権（翻案権）及び著作者人格権（同一性保持権、名誉・声望権）を侵害され、また名誉を毀損されたと主張して、Y に対し、著作権侵害、著作者人格権侵害ないし名誉毀損の不法行為に基づき、損害賠償を求めるとともに、著作権法 115 条ないし民法 723 条に基づき、Y のウェブサイトへの謝罪文の掲載を求めた。

2. 争点

(1) 著作権ないし著作者人格権侵害の成否

ア 翻案権侵害の成否

イ 同一性保持権侵害の成否

ウ 名誉・声望権侵害の成否

(2) 名誉毀損の成否

ア 社会的評価の低下の有無

イ 真実性の抗弁ないし公正な論評の抗弁の成否

(3) 損害発生の有無及びその額

3. 判旨

(1) 著作権ないし著作者人格権侵害の成否

ア 翻案権侵害の成否

X は、Y 各表現 (Y 記事の各表現。以下同じ。) が X 各表現 (X 記事の各表現。以下同じ。) と同一性を有する部分として、概要、①映画産業の国際発展を妨げている利権構造批判、②東京国際映画祭の事業費、事

業委託先及びその関係、③映画産業の既得権益たる社会的集団を「映画村」と表現し、その状態を「独占」と表現したこと、④平成 26 年の映画祭事業費と委託費の割合、⑤既得権益を構成する企業名、⑥東京国際映画祭とクールジャパン政策の連携等を挙げる。しかし、このうち①、②、④、⑤及び⑥は、X の思想、感情又はアイデア、事実又は事件など、表現それ自体でない部分についての同一性を主張するものにすぎない。また、③のうち「独占」との表現は、明らかに一般用語であって、表現上の創作性はない。さらに、③のうち「映画村」との表現についても、ある特定の限られた分野又は共通の利害関係を有する一定の社会的集団を「〇〇村」と表現することは経験則上一般にみられるありふれた表現であって、これに、わずか 3 字からなる単語にすぎないことも併せると、この表現自体が著作権法上保護すべき創作的な表現であると認めることはできない。この点に関して X は、Y 記事では「映画村」(movie village) という表現に引用符の「 ” 」が用いられ、「原発村から派生した造語」との注釈まで付されていることを指摘するが、引用符及び注釈の付記によって直ちに Y が著作権法上の創作性を自認したことにはならないというべきであるから、X の指摘は上記判断を左右するに足りない。

したがって、Y 各表現は、X の主張によっても、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において X 各表現と同一性を有するにすぎず、表現上の本質的な特徴の同一性を維持したものと認められないから、Y 各表現が X 各表現を翻案したものであるということとはできない。

イ 同一性保持権侵害の成否

(上記アのとおり、) Y 各表現が X 各表現の表現上の本質的な特徴の同一性を維持したものと認められない以上、Y 記事は、X 記事の表現上の本質的な特徴を直接感得することができない別個の著作物であって、X 記事を改変したものということとはできない。

したがって、Y 記事によって、X 記事に係る X の同一性保持権が侵害されたということとはできない。

ウ 名誉・声望権侵害の成否

著作権法 113 条 6 項の「名誉又は声望を害する方法」とは、単なる主観的な名誉感情の低下ではなく、客観的な社会的、外部的評価の低下をもたらすような

行為をいい、対象となる著作物に対する意見ないし論評などは、それが誹謗中傷にわたるものでない限り、「名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」に該当するとはいえないというべきところ、X が指摘する Y 記事の表現部分は、Y 記事の著者の X 記事に対する意見ないし論評又は X 記事から受けた印象を記載したものにすぎず、X 又は X 記事を誹謗中傷するものとは認められないから、たとえ、Y 記事の表現によって、X の意図と著しく異なる意図を持つものとして受け取られる可能性があるとしても、そのことをもって、X の「名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」と認めることは相当でないというべきである。

したがって、Y 記事によって、X 記事に係る X の名誉・声望権が侵害されたということとはできない。

(2) 名誉毀損の成否

ア 社会的評価の低下の有無

Y 記事は、X が「東京国際映画祭と日本映画全般の残念な国際的な地位は“映画村”のせいだと批判し、映画産業の既得権益に触れた」ものであり (X の訳文による。), 「2014 年度の映画祭事業費の 3 分の 2 は大手映画会社とその子会社、巨大広告代理店の A、大手不動産会社の B らが独占する委託費になっていることを指摘した」というものにすぎないのであって、X がこのような批判や指摘をした旨の紹介自体が、一般読者の普通の注意と読み方を基準とした場合に X の社会的評価を低下させるものと認めることはできない。

したがって、Y 記事が X の社会的評価を低下させるものであるとの X の主張は理由がなく、Y 記事による名誉毀損は成立しない。

イ 真実性の抗弁ないし公正な論評の抗弁の成否

Y 記事は X 記事を大幅に要約したものであるとはいえ、全体としてみると、やはり Y 記事における X 記事の「X は 2014 年度の映画祭事業費の 3 分の 2 は大手映画会社とその子会社、巨大広告代理店の A、大手不動産会社の B らが独占する委託費になっていることを指摘した。」などといった引用紹介が正確性を欠くとまではいうことができない。加えて、Y 記事のうち X に関する部分を見ても、これが X への人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱するも

のであるようにはおよそわれない。

以上からすれば、Y 記事に名誉毀損としての違法性があるということはできず、X の名誉毀損に基づく請求は理由がない。

(3) 損害発生の有無及びその額
(判断せず)

4. 解説

本事件は種々の争点が存するところ、翻案権侵害及び同一性保持権侵害の成否に関しては、「表現上の本質的な特徴の同一性を維持したものとは認められない」という点に異論を挟む余地はなく、特筆すべき事項も見当たらないため、名誉・声望権侵害の成否を中心に、これに関連する名誉棄損の成否と併せて解説することとする。

(1) 「名誉・声望権」⁽¹⁾について

まず、名誉・声望権とは、ベルヌ条約6条の2(1)をもとにして置かれた著作権法113条6項の「著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。」という規定を根拠とする権利である。当該規定は、著作者人格権侵害の「みなし規定」であるため、公表権、氏名表示権及び同一性保持権という本来的な著作者人格権ではないものの、法案の起草者によれば、「第4の権利」としての性格を定めたと実質的に評価できる規定であり、著作者の品位・信用あるいは社会的な声価を保つ権利を裏から規定したものとされている。そして立法趣旨は、著作物を創作した著作者の創作意図を外れた利用をされることによってその創作意図に疑いを抱かせたり、あるいは著作物に表現されている芸術的価値を非常に損なうような形で著作物が利用されたりすることを防ぐことにある⁽²⁾。

実際の適用に際しては、「名誉又は声望」の意義が問題となるところ、最高裁は「著作者の声望名誉」として、「著作者がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的声望名誉を指すものであつて、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情は含まれないものと解すべきである」と判示しており⁽³⁾、これは、民法723条の「名誉」について示した、「人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値

について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉を指すものであつて、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情は含まれないものと解するのが相当である。」⁽⁴⁾という最高裁の規範に倣ったものと思料する。

学説も、「名誉・声望とは、単なる主観的な名誉感情ではなく、客観的な名誉・声望、すなわち社会的・外部的な評価、良い評判を指し、6項はその低下をもたらすような行為を対象としている。」⁽⁵⁾、「名誉または声望の侵害とは、著作者の社会的な名誉の毀損、すなわち、著作物の著作者が公衆から受ける評価を低落せしめる行為を指すと解すべきであろう。単なる名誉感情の毀損は含まれない。」⁽⁶⁾としており、最判とほぼ同旨といえる。ここで、名誉又は声望を害する方法に、単なる主観的な名誉感情の低下が含まれない理由としては、著作物の同一性を害さない行為であるにも拘わらず、著作者人格権侵害行為とみなすからには、それ相応の行動の基準というものが明確にならないことには著作物の利用者に不測の不利益を与えることになりかねないからとされる⁽⁷⁾。

次に、著作者の名誉・声望を害する方法による著作物利用行為としては、①芸術作品である裸体画を複製してヌード劇場の立看板に使うというように、著作者が本来意図しなかったであろう著作物の利用をした場合、②文学作品を多くの広告と一緒に出版する場合のように、香り高い文芸作品を商業ベースの広告・宣伝文書の中に収録して出版する場合、③芸術的な価値の高い美術作品を名もない物品の包装紙に複製するといった場合のように、およそ芸術性を感じさせることのない物品包装紙のデザインとして創作されたかのごとき印象を与える利用の仕方の場合、④極めて荘厳な宗教音楽を喜劇用の楽曲と合体して演奏するといったように、創作時における著作者の宗教的霊感を感じさせなくする利用の場合、⑤言語の著作物を悪文の例として利用する場合、が起草者によって例示されている⁽⁸⁾。

<裁判例>

過去に、名誉・声望権の侵害の成否が争われた事件において、侵害が認められた主な事件とその判旨を以下のとおり例示するが、件数としてはきわめて少ない⁽⁹⁾。

①東京高判平 8・4・16「目覚め」事件（平 5（ネ）3610）
判時 1571 号 98 頁

「基本的ストーリーの変更，表現内容の変更，表題の変更は，原告著作物のような読み物をテレビドラマ化する場合，外面的な表現形式の相違により必然的に生ずる表現の削除，付加，変更の範囲をはるかに超えた変更であり，原告が原告著作物について有している同一性保持権を侵害するものである。また，右に認定したような原告著作物の基本的ストーリー，表現内容又は表題の変更は，原告著作物についての原告の創作意図に反する利用であり，・・・女性の自立，女性の権利擁護のための著述活動，社会的活動を行って来た原告の名誉又は声望を害する方法による原告著作物の利用であることも明らかであるから，著作権法 113 条 3 項（筆者注・現在の 6 項）により，原告の著作者人格権を侵害したものとみなされるものである。」（判決文では，原審の該当部分が引用された。）

②知財高判平 22・3・25「駒込大観音」事件（平 21（ネ）10047）判時 2086 号 114 頁

「R（筆者注・著作者）が死亡した平成 11 年 9 月 28 日から 10 年以上が経過した本件口頭弁論終結日（平成 21 年 12 月 21 日）の時点においてもなお，光源寺の檀家，信者や仏師等仏像彫刻に携わる者の間において，R は「駒込大観音」を制作した仏師として知られているものと推認することができること等の事実を総合すれば，被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は，R が社会から受ける客観的な評価に影響を来す行為である。したがって，被告らによる本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為は，法 113 条 6 項所定の，「（著作者である R が生存しているとしたならば，）著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」に該当するといえる。」

③知財高判平 25・12・11「漫画 on Web」事件（平 25（ネ）10064）裁判所 HP

「（筆者注・被告の立ち上げた）企画は，一般人からみた場合，被告の意図にかかわらず，一定の政治的傾向ないし思想的立場に基づくものとの評価を受ける可能性が大きいものであり，このような企画に，プロの漫画家が，自己の筆名を明らかにして 2 回にわたり天皇の似顔絵を投稿することは，一般人からみて，当該漫画家が上記の政治的傾向ないし思想的立場に強く共

鳴，賛同しているとの評価を受け得る行為である。しかも，被告は，本件サイトに，原告の筆名のみならず，第二次世界大戦時の日本を舞台とする『特攻の島』という作品名も摘示して，上記画像投稿サイトへのリンク先を掲示したものである。そうすると，本件行為は，原告やその作品がこのような政治的傾向ないし思想的立場からの一面的な評価を受けるおそれを生じさせるものであって，原告の名誉又は声望を害する方法により本件似顔絵を利用したもとして，原告の著作者人格権を侵害するものとみなされるということが出来る。」（判決文では，原審の該当部分が引用された。）

一方，侵害が認められなかった事件は多数あるが，本件と同様に他人の記事（著作物）を利用した事例で代表的なものは以下のとおりである。

④東京高判平 14・11・27「運鈍根の男 古河市兵衛の生涯」事件（平 14（ネ）2205）判時 1814 号 140 頁

「著作権法 113 条 5 項（筆者注・現在の 6 項）の規定が，著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為を著作者人格権の侵害とみなすと定めているのは，著作者の民法上の名誉権の保護とは別に，その著作物の利用行為という側面から，著作者の名誉又は声望を保つ権利を実質的に保護する趣旨に出たものであることに照らせば，同項所定の著作者人格権侵害の成否は，他人の著作物の利用態様に着目して，当該著作物利用行為が，社会的に見て，著作者の名誉又は声望を害するおそれがあると認められるような行為であるか否かによって決せられるべきである。したがって，他人の言語の著作物の一部を引用して利用した場合において，殊更に前後の文脈を無視して断片的な引用のつぎはぎを行うことにより，引用された著作物の趣旨をゆがめ，その内容を誤解させるような態様でこれを利用したときは，同一性保持権の侵害の成否の点はさておき，これに接した一般読者の普通の注意と読み方を基準として，そのような利用態様のゆえに，引用された著作物の著作者の名誉又は声望が害されるおそれがあると認められる限り，同項所定の著作者人格権の侵害となることはあり得るが，その引用自体，全体として正確性を欠くものでなく，前後の文脈等に照らして，当該著作物の趣旨を損なうとはいえないときは，他人の著作物の利用態様により著作者の名誉又は声望を害するおそれがあるとはいえないので

あるから、当該引用された著作物の内容を批判、非難する内容を含むものであったとしても、同項所定の著作人人格権の侵害には当たらないと解すべきである。」

(2) 名誉・声望権侵害と名誉毀損との関係

民法上の名誉毀損とは、一般に人に対する社会的評価を低下させる行為をいい、単なる主観的名誉感情の侵害は含まれないと解されている⁽¹⁰⁾。すなわち、前述した名誉・声望権侵害の構成要件と同じであり、異なるのは著作物の利用の如何のみといえる。このため、一般法としての人格権に適用可能であるにも関わらず、改めて著作人人格権のみなし侵害として規定する必要性があったのかという疑問が生じるところであるが、「著作権法は人格権につき特別な配慮をしており」、「基本的には一定の範囲で民法の不法行為を明確化し、強化した規定」であると理解されている⁽¹¹⁾。

したがって、名誉・声望権侵害の成否を判断するには、まず名誉毀損の成否に係る判断を要するとされる⁽¹²⁾。

(3) 本事件について

ア Xの主張

Xは、「X記事におけるXの表現上の思想は、産業現場で働く映画プロデューサーの視点から、映画産業政策における税金の使われ方の問題点を挙げると同時に、単なる映画行政施策の揶揄に止まることなく、日本の映画産業発展のための生産的な議論にすることを目的としている。」というX記事を書いた本来的な意図を示し、Y記事について、「しかし、Y記事は、『今年の東京国際映画祭は過去の失敗から学び、再び映画を中心に考え、大幅に改善されたイベントを開催する明確な努力がはっきりと表れていた』との前置きをした上で、『それにもかかわらず、未だ東京国際映画祭は批判の格好の的になっており、映画祭に対する厳しい批判は毎年の恒例行事のようなものになっている。そして、今回それを行ったのが映画プロデューサーのXであった』としてX記事を紹介しており、Xの意図と著しく異なる意図を持つものとして受け取られる可能性があるため、Y記事は、Xの著作人人格権（名誉・声望権）を侵害する」と主張した。

イ Yの主張

Yは、「Xの主張は、Y記事がX記事の複製ないし

翻訳、翻案に該当することを前提にして、Xの名誉・声望権を侵害したとの主張と考えられる」とした上で、「Y記事はX記事の複製でもなければ翻訳や翻案でもないから、Xの名誉・声望権を侵害したものではない」と主張した。ちなみに、Yは、本事件における同一性保持権侵害を否定する場面においても、「Xの主張は、Y記事がX記事の複製ないし翻訳、翻案に該当することを前提にして、Xの同一性保持権を侵害したとの主張と考えられるが、Y記事はX記事の複製でもなければ翻訳や翻案でもないから、Xの同一性保持権を侵害したものではない。」との主張を行っている。

ウ 両者の主張の相違点

Xは、X記事とY記事の具体的な箇所を挙げた上で、Y記事により、X記事が「Xの意図と著しく異なる意図を持つものとして受け取られる可能性がある」ことを理由に、著作人人格権（名誉・声望権）を侵害する旨の主張をしているのに対し、Yは、名誉・声望権の侵害を構成するための前提として、複製権や翻案権の成立を要件とする旨の主張を行っており、両者の主張は相違するどころか、比較の対象にさえならないといえる。

エ 裁判所の判断及びその評価

裁判所は、前記「3(1)ウ」のとおり、まず「名誉又は声望を害する方法」とは、単なる主観的な名誉感情の低下ではなく、客観的な社会的、外部的評価の低下をもたらすような行為をいい、対象となる著作物に対する意見ないし論評などは、それが誹謗中傷にわたるものでない限り該当するとはいえないとし、従来の判例及び学説に添った規範を示した。その上で、Xが指摘するY記事該当部分は、Y記事の著者のX記事に対する「意見ないし論評」又は「原告記事から受けた印象」を記載したものにすぎず、X又はX記事を誹謗中傷するものとは認められないから、そのことをもって、Xの「名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」と認めることは相当でないと判示した。

たしかに、判例等の規範に添って判断した場合、結論的には妥当と言える。特に「対象となる著作物に対する意見ないし論評などは、それが誹謗中傷にわたるものでない限り該当するとはいえない」という部分に

ついて、他人の著作物を引用して利用する行為は著作権法上許容されている上に、Y から見て、X 記事が「映画祭に対する厳しい批判」であるという印象を受けたことを記事にすること自体、X の名誉又は声望を害する行為とは言えず、まして誹謗中傷するものとも言えない。

一方、X としては、X 記事の目的が「日本の映画産業発展のための生産的な議論にすること」であり、そのために現状の問題点を批判的に挙げたに過ぎないのに対し、Y がその批判的な箇所のみを抽出したことにつき、「X の意図と著しく異なる意図を持つものとして受け取られる可能性がある」という不満を持つことも理解できる。たしかに X 記事全体を読めば、これが批判を目的としたものでないことは理解できる。

また、これに類する事項として、名誉毀損の成否の争点において、X 記事の批判的な箇所につき、X は、Y が X の表現上の思想を「歪曲させた改変」を行い、表現上の意図を「大幅に削除した要約」を行ったことにつき、自身の社会的評価を低下させるものであると主張した。これに対して裁判所は、「新聞、雑誌等への記事の掲載が人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事についての一般読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべき」⁽¹³⁾との規範を示し、X の主張は、「それ自体失当であるといわざるを得ない。」とした上で、個々の箇所について、一般読者の普通の注意と読み方を基準とした場合における X の主張を否定し、Y 記事全体としても名誉毀損の該当性を否定した。

他人の著作物を引用して利用する場面においては、当該著作物の一部のみを抜き取ることになり、それが適法な引用の方法の要件の一つとされているが、引用した著作物に対する意見又は論評が行われる場合、引用される側からすると、読み手に「著しく異なる意図を持つものとして受け取られ」ないように、自己の意見を断片的に捉えるのではなく、全体の趣旨を汲み取ってほしいと考えるものである。X としては、その救済を名誉・声望権の侵害又は名誉毀損に求めたところ、偶々その適用の範囲外であったというだけで、心情的には理解できる部分が少なくない。本件の対立が報道機関同士によるものであれば、法廷ではなく、互いの主戦場であるメディアにおいて論争すべき問題となるが、X の本業は映画プロデューサーであるだけにそれを求めることは酷である。また、本件は X によ

る「本人訴訟」であり、法の適用に関して不慣れな点が不利にはたらいってしまったのではないかとも思われる。現に上述の裁判例④「運鈍根の男 古河市兵衛の生涯」事件において、「他人の言語の著作物の一部を引用して利用した場合において、殊更に前後の文脈を無視して断片的な引用のつぎはぎを行うことにより、引用された著作物の趣旨をゆがめ、その内容を誤解させるような態様でこれを利用したときは、同一性保持権の侵害の成否の点はさておき、これに接した一般読者の普通の注意と読み方を基準として、そのような利用態様のゆえに、引用された著作物の著作者の名誉又は声望が害されるおそれがあると認められる限り、同項所定の著作者人格権の侵害となることはあり得る」と判示されている。厳密には本件とは事案を異にするとしても、裁判所が「Y 記事は X 記事を大幅に要約したものである」、「Y 記事の表現によって、X の意図と著しく異なる意図を持つものとして受け取られる可能性がある」ことを認めていることからすれば、X としてはその適用を主張するという方法もあったのではないかと思われる。

なお、Y による「Y 記事は X 記事の複製でもなければ翻訳や翻案でもない」ことを理由として名誉・声望権の侵害が否定されるべきという主張に対して、裁判所は判決文中で一切触れていない。

その後、本事件は控訴されたが、X によるすべての請求は棄却されている⁽¹⁴⁾。

5. 「知っておきたい」こと

本稿においてこの事件を採り上げた理由は、名誉・声望権の成否が争われた希少な例であったからであり、まずは著作者人格権の「第4の権利」の存在を知っておきたいところである。

次に、他人の著作物を利用する際には、著作権法上の種々の規定を順守すべき点については当然のこととして、利用される側の名誉感情にも配慮すべきということである。前述のとおり、名誉・声望とは、単なる主観的な名誉感情ではなく、客観的な名誉・声望をいうものと解されており、名誉感情の低下の問題は名誉・声望権侵害や名誉毀損とは無関係とされているが、法的な意味とは別に、他人の著作物の利用に起因する現実的な問題としてのトラブルを回避する必要があるためである。具体的には、他人の著作物の一部を利用する場合において、その切り取り方によっては、

読み手に対して、利用される側の意図と著しく異なる意図を持つものとして受け取られる可能性があり、その場合に、利用される側の名誉感情を害することが考えられる。また、他人の意見等に対する反論を伴う原稿を執筆する場合において、自身による主張のみでは不十分である際に、第三者が他所で行った同様の主張を利用して後ろ盾にすることがあるが、その場合に自身の主張よりも当該第三者の主張の方を前面に押し出すような利用方法も、利用された側の感情を害するおそれがあると考えられる。いずれも、他人の著作物を利用した場合における相手方の名誉感情に対する配慮が必要となるほか、各業界のルール⁽¹⁵⁾や社会に対する影響等も十分に考慮し、慎重な対応に努めることがトラブルを未然に防止するために不可欠な要素と言える。

一方、利用される側としても、自身の名誉感情を低下させるような利用を防止するための方策を備えておきたいところである。しかしながら、法的な保護対象とはなりにくい上に、利用の際に逐一許諾を求めることは著作物の公正な利用を妨げるとともに実効性も乏しいため、利用される側の保護はきわめて困難なものと言わざるを得ないことから、この点に関しては残された課題として認識しておきたい。

以上

(注)

- (1)「名誉・声望保持権」と呼ばれることの方が多いと思われるが、本事件における判決文の表現に倣い、本稿では「名誉・声望権」とする。
- (2)加戸守行『著作権法逐条講義 六訂新版』（著作権情報センター、2013年）755頁。一方、松川実「著作権法第113条第6項の意義と機能」青山法学論集49巻1号（2007年）125頁は、「一般的人格権や憲法13条の幸福追求権の包括的人権というように、個別の著作者人格権の根源となるような権利と解することもできない。」とし、その理由として「113条6項後段の著作者人格権を包括的著作者人格権と解したならば、他の法制で認めているような、例えば、追及権も新たな著作者人格権として承認され得ることになってしまう」ことを挙げている。
- (3)最判昭61・5・30「パロディ・モンタージュ事件」（差戻上告審）（昭58（オ）516）民集40巻4号725頁。ただし、上野達弘「著作物の論評における名誉毀損と著作者人格権－「運鈍根の男」事件－」『知財管理』54巻1号（2004年）90頁は、本判決を「あくまでも謝罪広告を認めるための要件として論じたもの」であり、「名誉回復等の措置を定めた旧著作権法36条の2（現行法115条に相当）における「名誉声望」とい

う文言の解釈」を対象に、「民法723条に関する判例（最判昭和45年12月18日民集24巻13号2151頁）を引用して」判示しているとし、名誉・声望権にも当然に適用されるわけではないことを示唆している。

- (4)最判昭和45・12・18（昭43（オ）1357）民集24巻13号2151頁。理由として、「同条が、名誉を毀損された被害者の救済処分として、損害の賠償のほかに、それに代えまたはそれとともに、原状回復処分を命じうることを規定している趣旨は、その処分により、加害者に対して制裁を加えたり、また、加害者に謝罪等をさせることにより被害者に主観的な満足を与えたりするためではなく、金銭による損害賠償のみでは填補されえない、毀損された被害者の人格的価値に対する社会的、客観的な評価自体を回復することを可能ならしめるためであると解すべきであり、したがって、このような原状回復処分をもつて救済するに適するのは、人の社会的名誉が毀損された場合であり、かつ、その場合にかざられると解するのが相当であるからである。」と説示している。
- (5)中山信弘『著作権法〔第2版〕』（有斐閣、2014年）520頁。
- (6)田村善之『著作権法概説 第2版』（有斐閣、2001年）452頁。
- (7)前掲注(6)田村452頁。
- (8)前掲注(2)加戸756頁。また、松川実「名誉声望を害する利用」別冊ジュリスト198号中山信弘＝大淵哲也＝小泉直樹＝田村善之編『著作権判例百選〔第4版〕』（2009年）177頁では、①～④の例示に関し、「著作者が抱く不快感や嫌悪感も名誉感情が害されたものとして、民法710条によって慰謝料請求の根拠とはなり得るが、それは一般的な名誉毀損あるいは著作権法113条6項の適用の問題ではない。」とし、⑤こそが「著作者の名誉声望を害することがあり得る利用行為である。」と述べている。
- (9)松川実「著作者人格権侵害と名誉毀損」野村豊弘・牧野利秋編『現代社会と著作権法』【斉藤博先生御退職記念論集】（弘文堂、2008年）162頁は、「今後も、著作物の名誉声望侵害利用行為として著作者人格権侵害とみなされる事件はほとんど出てこないものと思われる。」とし、その理由として、「『相当性の理論』、『公正な論評の法理（フェア・コメント）』、『憲法21条』あるいは『フェア・ユース』等によって、名誉毀損が形式上は成立したとしても、免責されることになるからである。」と述べている。
- (10)内田貴『民法Ⅱ 第3版 債権各論』（東京大学出版、2011年）370頁。佃克彦『名誉毀損の法律実務〔第2版〕』（弘文堂、2008年）4頁は、「自分の価値を認めてもらい得るという確信を保障することが、人のあらゆる自由を保障することにつながる。」とした上で、「社会的評価をむやみに低下させるような事態を許さないこと、つまり名誉毀損を許さないことは、個々人の自由を保障するための不可欠の前提だといえる」と述べている。
- (11)前掲注(5)中山522頁。ただし、斉藤博『著作権法〔第3版〕』（有斐閣、2007年）159頁は、著作物利用の方法が名誉または声望を害する場合に、これを名誉毀損ではなく著作者人格権の侵害とみなすことにしたことにつき、「著作者人格権と名誉権の密接な関係を示すとともに、著作者人格権が名

誉権から独立した権利であることを示しているといえよう。」という反対説を述べている。

(12) 前掲注(9)松川 144 頁。また、小泉直樹「著作者人格権」民商法雑誌 116 巻 4・5 号 (1997 年) 613 頁も、従来の裁判例の傾向として、「一般法における名誉毀損の成立、すなわち社会的名誉の侵害を要求しており、著作物の利用態様が直ちに名誉毀損を構成すると認められた事例は少ない。」とみている。

(13) 最判昭 31・7・20 (昭 29 (オ) 634) 民集 10 巻 8 号 1059 頁。

(14) 知財高判平 29・1・24 (平 28 (ネ) 10091) 裁判所 HP

(15) 足立勝「コラム『著作権法と出版業界ルール』」早稲田大学知的財産法制研究所 (RCLIP) ウェブサイト (2016 年 3 月 24 日付掲載, 2017 年 6 月 30 日最終閲覧)

http://rclip.jp/column_j/20160324-2/

(原稿受領 2017. 6. 30)